

## 質疑・回答書

告示番号	第186号	件 名	豊中市立島田小学校仮設校舎建設工事
No	質疑事項	回 答	
1	各工事計画図内に電気・防災・衛生・消火設備等の迂回工事がありますが、詳細が不明です。 詳細の分かる図面や迂回に関する設備資料をいただけますでしょうか。	電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、ガス設備工事は別途工事のため、現時点では詳細の分かる図面や迂回に関する設備資料は提供できません。 なお、K-1B「工事計画図(1B) 工程①b H29年度-(1b) (参考図)」からK-1D「工事計画図(1D) 工程①d H29年度-(1d) (参考図)」までに記載の、電気設備迂回埋設配管ルート及び給水・消火設備迂回埋設配管ルートに示す部分が、建築工事にて復旧する範囲です。 復旧内容は、アスファルト舗装①29.8㎡、アスファルト舗装③12.9㎡の仕上、点字ブロック15.0㎡、コンクリート舗装②11.7㎡、コンクリート舗装③45.3㎡、縁石④3.9㎡、インターロッキングブロック舗装27.6㎡、砂利敷厚さ50 11.5㎡、マサ土厚さ100、36.3㎡が該当し、仕様等の詳細はT-402「屋外整備 外構撤去詳細図(1)」を参照とします。	
2	解体時の石綿含有物の数量は参考数量に記載されている通りとし、アスベスト含有調査は実施済みであると考えて宜しいでしょうか。	参考数量書はあくまでも参考とし、解体時の石綿含有物の数量は、特-13「特記仕様書(13) 石綿除去工事特記仕様書」に記載の施工箇所を参照し、各解体撤去図から算出することとします。 なお、アスベスト含有調査は実施済みです。	
3	現場事務所や仮設材撤去後、工事車両通行部分についての整地ですが、トンボかけ程度と考えておりますが宜しいでしょうか。それ以上の整地が必要な場合、具体的に御指示下さい。	現場事務所や仮設材撤去後、グラウンドに係る工事車両通行部分についての整地は、G-100「屋外整備 外構平面図(1)」及びG-101「屋外整備 外構平面図(2)」の凡例下部に記載の通り、現況レベルに合わせて全面整地とします。 その仕様等の詳細は、G-102「屋外整備 外構詳細図(1)」の「10 舗装 グラウンド整地」を参照とします。 グラウンド以外の整地は、G-100「屋外整備 外構平面図(1)」及びG-101「屋外整備 外構平面図(2)」の凡例下部に記載の通り、現況レベルに全面整地し、基盤の上、表層はマサ土A100締固めとします。 その仕様等の詳細は、G-102「屋外整備 外構詳細図(1)」の「8 舗装 土面舗装A・B」及び「9 舗装 土面整地」を参照とします。	

## 質疑・回答書

告示番号	第186号	件 名	豊中市立島田小学校仮設校舎建設工事
No	質疑事項	回 答	
4	仮設校舎建築後、グラウンド水勾配に影響を与える可能性があります。考慮不要と考えて宜しいでしょうか。グラウンド内に既設透水管等の設備があり、繋ぎ替え等が必要な場合は、資料の提供と共に図面にて御指示願います。	仮設校舎建築後もグラウンド水勾配に影響を与えないよう、G-100「屋外整備 外構平面図(1)」及びG-101「屋外整備 外構平面図(2)」の凡例下部に記載の通り、グラウンドは現況レベルに合わせて全面整地とします。また、グラウンド内の既設透水管等の設備は、把握している限りでは工事に影響はありませんが、掘削に際しては埋設管等に十分注意するものとし、万が一埋設管等が発見された場合には、その対応方法及び費用について、協議の上決定することとします。	
5	車両搬入に関して、近隣様との協定で大型車両の搬入ができないなどの内容は無いと考えて宜しいでしょうか。	車両搬入に関して、近隣との協定で大型車両の搬入ができないなどの内容はありますが、道路の車両交通規制については、K-1A「工事計画図(1A) 工程①a H29年度-(1a) (参考図)」の「工程①aの工事内容」の「その他特記事項」に記載の下記内容を参照とします。 ●南面道路の最大積載量3t以上の貨物自動車と大型特殊自動車の通行禁止のため、所轄官公庁への届出を提出すること。 ●東側道路はスクールゾーン規制があり、土・日・休日を除く7時半から8時半まで及び13時から15時までは車両通行禁止のため、注意すること。	
6	残土の再利用にあたり、バックホウのスケルトンバケットの目程度(約40mm)でふるいにかける程度で考えて宜しいでしょうか。	残土の再利用は、バックホウのスケルトンバケットの目程度(約40mm)でふるいにかける程度とします。なお、残土に含まれるがれき、木くず、岩塊などの異物は取り除くこととします。	
7	中庭の植栽設置にあたり、植栽の適正確認として土壌調査を行う必要があると考えて宜しいでしょうか。	中庭の植栽設置にあたり、植栽の適正確認として土壌調査を行うこととします。	

## 質疑・回答書

告示番号	第186号	件 名	豊中市立島田小学校仮設校舎建設工事
No	質疑事項	回 答	
8	<p>土壌調査を行い不適正であった場合の土壌改良に必要な費用はご協議いただけたらと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>土壌調査を行い不適正であった場合の土壌改良に必要な費用は、協議の上決定することとします。</p>	
9	<p>工事に際して近隣様への御挨拶、説明会が必要でしょうか。必要な場合の説明会会場使用料、椅子などの必要備品は御事でご負担いただけたらと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>工事に係る近隣挨拶、説明会は必要とします。説明会会場は豊中市立島田小学校とし、既設備品を用いることとします。</p>	
10	<p>遊具の移設が含まれていますが、移設後の保証はできませんので御了承願います。 また、移設遊具掘り起こしの際は御立会下さい。 鉄部の腐食等の確認をしていただき、安全に移設できないと判断する場合は別途費用をいただき、新設にするなど御協議いただけたらと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>移設する遊具は、新設後1年程度経過していますが、G-105[屋外整備 外構詳細図(4)]に記載のとおり、前回工事施工の(株)ニシオカにて責任施工とし、安全保証も含めることとします。 また、移設遊具掘り起こしの際は、監督職員が立会うこととします。 なお、鉄部の腐食等のため、安全に移設できないと判断する場合は、別途費用により新設するなど、その方法について協議を行うものとします。</p>	
11	<p>動物の移設については学校様で御対応いただけて宜しいでしょうか。 生物に対して細心の注意を払いますが、万が一の場合の保証ができませんのでお願い致します。</p>	<p>動物の移動は学校にて行うものとし、その時期については、協議の上決定することとします。 生物に対しては細心の注意を払うこととしますが、万が一の場合の保証は不要とします。</p>	

## 質疑・回答書

告示番号	第186号	件 名	豊中市立島田小学校仮設校舎建設工事
No	質疑事項	回 答	
12	単管パイプの渡り廊下ですが、建築確認申請対象建物として申請されていると考えて宜しいでしょうか。	単管パイプの渡り廊下は、工事中仮設物扱いとします。	
13	既設校舎解体時に移設品以外の残置物は無いものと考えて宜しいでしょうか。 残置物がある場合の処分費は別途精算いただけると考えて宜しいでしょうか。	既設校舎解体時に移設品以外の残置物は無いものとします。 残置物がある場合の処分費は別途協議するものとします。	
14	資料の参考数量書ですが、PDFデータではなくエクセルデータをいただけますでしょうか。	エクセルデータの配布は行わないこととします。	
15	全体の計画工程表がございましたら御提示願います。	K-1A「工事計画図(1A) 工程①aH29年度-(1a) (参考図)」からK-10「工事計画図(10) 工程①aH30年度-(6) (参考図)」までに記載の工事内容、工事時期を参照とします。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076  
 FAX 06-6858-7225  
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp